

基本方針策定の趣旨

近年、少子高齢化、グローバル化に加え、AIやビッグデータに象徴されるようなITの著しい進展など、激しく変化する社会情勢の中であって、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、学校が担う役割が拡大し続けている。また、新学習指導要領の本格実施に伴う新たな教育課程への対応などにより、更なる時間確保が必要となっている。

そのような中、教職員が健康を害すれば、その家族や子どもたちへの影響は計り知れない。毎日健康で子どもたちの前に立ち、次代を担う子どもたちに未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要がある。

このような状況において、平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立した。平成31年1月には、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示され、これを受け、文部科学省は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示した。

今後も、教職員が子どもたちの指導に専念できるよう、教職員の多忙化解消・負担軽減を進めるとともに、教育の質の維持向上を図るため、埼玉県教育委員会「学校における働き方改革基本方針」を参考に、「志木市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定した。